

請 書

収入印紙貼付欄	
(建設工事)	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円以下	500円
(工事関連業務)	
1万円未満	非課税
100万円以下	200円

1 件 名	
2 履 行 場 所	
3 履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4 契 約 金 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円	
5 契 約 保 証 金	

上記の件につき、貴市設計図書その他の指示に基づいて履行いたします。つきましては、別添特約条項、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）及び堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）を遵守して、誠実に履行いたします。

また、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継いたしません。

なお、契約金額の支払いの時期は、貴市において請求書を受理した日から起算して工事については40日、業務については30日以内とします。

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

受注者 住所

氏名

印

特約条項

以下の特約事項を了承し、当該契約をお請けします。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第1条 受注者は、工事又は業務（以下「工事等」という。）の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に該当する者を下請負人等（再委任以降の全ての受任者、一次及び二次下請以降全ての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

3 受注者は、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止の措置を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）を下請負人等（ただし、工事等の完成又は完了と直接関係のない請負行為等を目的とする契約の相手方を除く。）としてはならない。

4 堺市（以下「発注者」という。）は、受注者が入札参加除外者又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請契約等（再委任以降の全ての委任契約、一次及び二次下請以降全ての下請契約並びに資材、原材料の購入契約その他契約を含む。以下同じ。）の解除を求めることができる。

5 発注者は、受注者が入札参加停止者を下請負人等（ただし、工事等の完成又は完了と直接関係のない請負行為等を目的とする契約の相手方を除く。）としている場合は、受注者に対して、下請契約等（ただし、工事等の完成又は完了と直接関係のない請負行為等を目的とする契約を除く。）の解除を求めることができる。

6 前2項の規定により当該下請契約等の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第1条の2 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 発注者は、受注者が発注者に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止措置を行うことができる。

4 発注者は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項に規定する報告及び届出又は第2項に規定する報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、工事等に着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完成若しくは完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に工事等を完成若しくは完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 工事等の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(5) 受注者として必要な資格が欠けたとき。

(6) 第1条第4項又は第5項の規定により、発注者から下請契約等の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第3条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の目的物を完成又は完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 引き渡された工事等の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(3) 受注者がこの契約の目的物の完成又は完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) この契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第4条 第2条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に工事等を完成又は完了することができないとき。

(2) この工事等の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第2条又は第3条の規定により、工事等の目的物の完成又は完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第2条又は第3条の規定により工事等の目的物の完成又は完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事等の目的物の完成又は完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額（延滞違約金）は、契約金額につき、遅延日

数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率で計算した額とする。

（契約不適合責任）

第6条 発注者は、引き渡された工事等の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事等の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第7条 発注者は、引き渡された工事等の目的物に関し、引渡しを受けた日又は完了した日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事等の目的物の引渡し又は完了の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、発注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事等の目的物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（石綿等に係る事前調査）

第8条 受注者は、この工事の施工にあたり、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「大防法」

という。）を遵守し、解体等工事（大防法第18条の15第1項に規定する解体等工事をいう。以下同じ。）を行うときは、同項に規定する調査を行うとともに、発注者に対し調査の結果の説明を行い、また、同条第5項の規定に基づき掲示を行わなければならない。

2 受注者は、この工事の施工にあたり、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。以下この項において「府条例」という。）を遵守し、解体等工事を行うときは、府条例第40条の3第1項に規定する調査を行うとともに、発注者に対し調査結果の説明を行わなければならない。調査の結果については、同条第3項の規定に基づき閲覧に供し、同条第4項の規定に基づき適切な保存を行わなければならない。